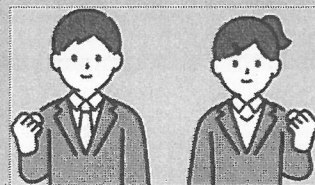


大切なお知らせ

高校生の 学びを支えます。



奨学のための給付金

教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する
返還不要の給付金です。

対象世帯

- 生活保護世帯
 - 住民税所得割が非課税の世帯
- ※ 家計が急変して非課税相当になった世帯も対象になる場合があります。

お申し込み

- お住まいの都道府県または学校への申し込みが必要です。
- ※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。

令和7年度の給付額

世帯状況	給付額(年額)	
	国公立	私立
生活保護受給世帯【全日制等・通信制】	3万2,300円	5万2,600円
非課税世帯【全日制等】	14万3,700円	15万2,000円
非課税世帯【通信制】	5万500円	5万2,100円

非課税世帯の
第1子と第2子の
給付額が同額に
なりました。



※ 家計急変の場合は、申込み月によって給付額が変わります。

- 奨学のための給付金の申請は7月以降になります。
- 詳細な申請時期については申請書類に記載しております。申請書類については各学校に6月下旬頃に送付いたしますのでそちらをご確認ください。
- 奨学のための給付金の申請には保護者の課税証明書等※の提出が必要になります。
なお、兄弟姉妹も申請する場合、2人目からの確認書類はコピーの提出でかまいません。
(コピーの余白に原本を提出した学校名と兄弟姉妹の氏名を記入してください。)
- ※課税証明書、特別徴収税額決定通知書、納税通知書等。
(マイナンバーカード、マイナンバー通知カードでは受付できません。)
- 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度購入が必要になった場合、給付額に一定額が加算される場合があります。詳しくは、各学校または保護者がお住まいの都道府県にお問合わせください。

※各都道府県へのお問合せ先については、文部科学省のwebサイトにあります

「高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧」を参考にしてください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm